

長崎市と株式会社ゼンリンとの包括連携に関する協定書

長崎市と株式会社ゼンリン（以下「両者」という。）は、相互の包括的な連携を強化し、長崎市内における地域の一層の活性化に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、両者が有する資源や機能等の効果的な活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携・協力するとともに、地図情報を活用した地域課題の解決を図ることで、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）安全・安心な暮らしの実現に関すること。
- （2）教育環境の充実にに関すること。
- （3）交流人口の拡大に関すること。
- （4）快適な移動環境の実現に関すること。
- （5）デジタル化の推進に関すること。
- （6）前各号に掲げるもののほか、本協定の目的を達成するために必要な事項

（連携の推進）

第3条 前条に掲げる連携事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、連携・協力の効果が上がるよう、継続的に意見交換を行う。

（守秘義務）

第4条 両者は、本協定により相手方に開示する情報等のうち、秘密である旨指定された情報（以下「秘密情報」という。）について、相手方の事前の書面による同意がない限り、第三者に開示し、又は第1条に定める目的以外に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りではない。

- （1）相手方から開示を受ける前に既に公知がなされたもの
- （2）相手方から開示を受ける前に既に自ら保有していたもの

- (3) 開示を受けた側の当事者の責によらずに公知となったもの
 - (4) 開示を受けた側の当事者が後に秘密保持の義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (5) 法令による開示を求められたもの
 - (6) 前各号に定めるもののほか、両者が協議の上、開示することが適当と認められるもの
- 2 両者は、前項の秘密情報について、善良なる管理者の注意を持って管理し、及び保管しなければならない。
- 3 前2項の規定は、本協定の有効期間終了後も、なおその効力を有するものとする。

(有効期間)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申し出に基づき、解除の合意が成立したときに終了する。

(解除)

第6条 両者のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、解除予定日の1月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を将来に向かって解除することができるものとする。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合は、両者が協議の上決定する。

両者は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

令和3年7月19日

長 崎 市 長 (自 署)

株式会社ゼンリン
代表取締役社長 (自 署)